



令和２年８月７日

高知労働局長
柳澤 恭仁 殿

高知地方最低賃金審議会
会長 近藤 啓明

高知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和２年７月２日付け高労発基０７０２第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙１のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙２のとおり平成２０年８月６日付け中央最低賃金審議会の「平成２０年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成３０年１０月５日発効の高知県最低賃金（時間額７６２円）は平成３０年度の高知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

来年度以降の審議に当たっては、最低賃金についてさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、高知県における経済環境を幅広い指標から総合的に判断しつつ公労使共に早期に８００円の実現を目指すものとする。

高 知 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
高知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 7 9 2 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

高知県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 高知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 7 6 2 円
- (3) 発 効 日 平成 3 0 年 1 0 月 5 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
1 8 ～ 1 9 歳 ・ 単身世帯者
- (2) 対象年度
平成 3 0 年度
- (3) 生活保護水準（平成 3 0 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の高知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値（高知県内生活保護受給世帯数加重平均）を加えた金額（9 0, 5 4 9 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

平成 3 0 年 1 0 月 5 日発効の高知県最低賃金の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると高知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$$762 \text{ 円 (高知県最低賃金)} \times 173.8 \text{ 時間 (1 箇月平均法定労働時間)} \\ \times 0.818 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 108,333 \text{ 円}$$

※ 時間給 762 円で月 173.8 時間働いた場合の平成 30 年の税、社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率